

「誰もが住みたい小谷村」を目指して

第6回小谷村景観づくり住民懇談会

令和元年（2019年）11月27日

小谷村

1. 前回のふりかえり

第5回懇談会では、
小谷村の景観づくりの地域区分（修正案）を確認し、
「スキー場地域」の景観づくりについて
意見を出し合いました。

出された意見：①地域区分について

地域区分（修正案）に対する意見

- 沿道と農山村で分ける案だが、看板などは全村共通のルールで良いのでは？
- 山地・森林と農山村は分ける必要があるのか？
特別地域と普通地域の区分だけでも良いのではないか？
→ 山地・森林、農山村、沿道をまとめることを検討。

出された意見：①地域区分について

その他の意見

- 方針と内容を考える順番が逆なのではないか。
- 色のルールは決めない方が良い。決めるにしても、目立たない色とするのではなく、自然の中で調和する色とする。トタン屋根の赤のように、違和感なくなじむ色もある。地域で話し合って許可する、というやり方もあるのでは。
- 外壁の色などは、違和感のない目立たない色など、ある程度決めた方が良い。みんなが目立つ色にしたらどうなるか。
- 資料が分かりにくい。写真を入れるなど工夫してほしい。

出された意見：②「スキー場地域」の景観づくり

どんな場所か？

- 樽池は小谷のスキー場地域全体の入口。
- 小谷村の入口・玄関であるため、村としての第一印象を与える大切な場所。
- 国立公園の入口（ゴンドラ乗り場周辺のイメージが大事）。
- 白馬よりも静かな田舎が好きな観光客（スキー客）に好まれている。
- 植生が豊か。

出された意見：②「スキー場地域」の景観づくり

どんな所にしたいか？

- 人が少ない。
- 田舎が好きな人が訪れる。
- ゆったり宿泊して、ゆったり観光、のんびりと時間を過ごせる所。
- 日本人が来たいと思う場所（外国人受けを狙うのは考えない方が良い）。
- 外国人観光客が増えるのは良いが、ある程度の受入制限はすべきか（日本を味わいたいのに、外国人ばかりになると意味がない）。

出された意見：②「スキー場地域」の景観づくり

これからすべきこと（その1）

- メインストリート沿いの整備。道幅は今の2倍に広げる。村がお金を出して、都市計画のように行う。デザイナー（プロデューサー）を交えて整備を考える。
- 現在がんばっている事業者に対する支援（建物を直すなどの補助）をする。
- 年間の宿泊の稼働率を上げる。
- 営業していない建物を活用する仕組みを考える（借り上げる、売るなど仲介する仕組みを考え、空き家がないようにする）。
- 空き家の撤去を進める。更地にして花を植える。

出された意見：②「スキー場地域」の景観づくり

これからすべきこと（その2）

- 村の人材を活用する。
- 看板・サイン類を多言語化する。
- 看板・サイン類のデザインを統一する。小谷は木の村なので、木の看板でそろえる。宿の案内看板も。
- 建築物等の色は現時点では決めない。
- ふるさと納税や補助金などを活用する。
- スキー場の活性化について、今後事業者・行政を含めた中で意見交換をすべき。DMOの活用も考える。

2. 説明事項

①景観づくりの地域区分について

②景観づくりの基本方針について

③地域区分ごとの行為規制基準について

※いずれも前回まで（第3～5回）の再説明です。

①景観づくりの地域区分について

どのようなものか？

- 景観づくりの単位となる地域です。
- これまでの懇談会・勉強会等で次のような意見が出されました。
 - 特別地域と普通地域の区分だけで良い。
 - 沿道でも農地と住居が混在する地域があり、農山村の区分にまとめたほうが分かりやすい。
 - 温泉地2ヶ所のうち、小谷温泉は国立公園のルールが適用され、姫川温泉は農山村の趣が強い。
- 結果、案として4つの区分に集約しました。
 - ◆普通地域：2 (←4) ◆重点地域：2 (←3)

①景観づくりの地域区分について

長野県景観育成計画では…

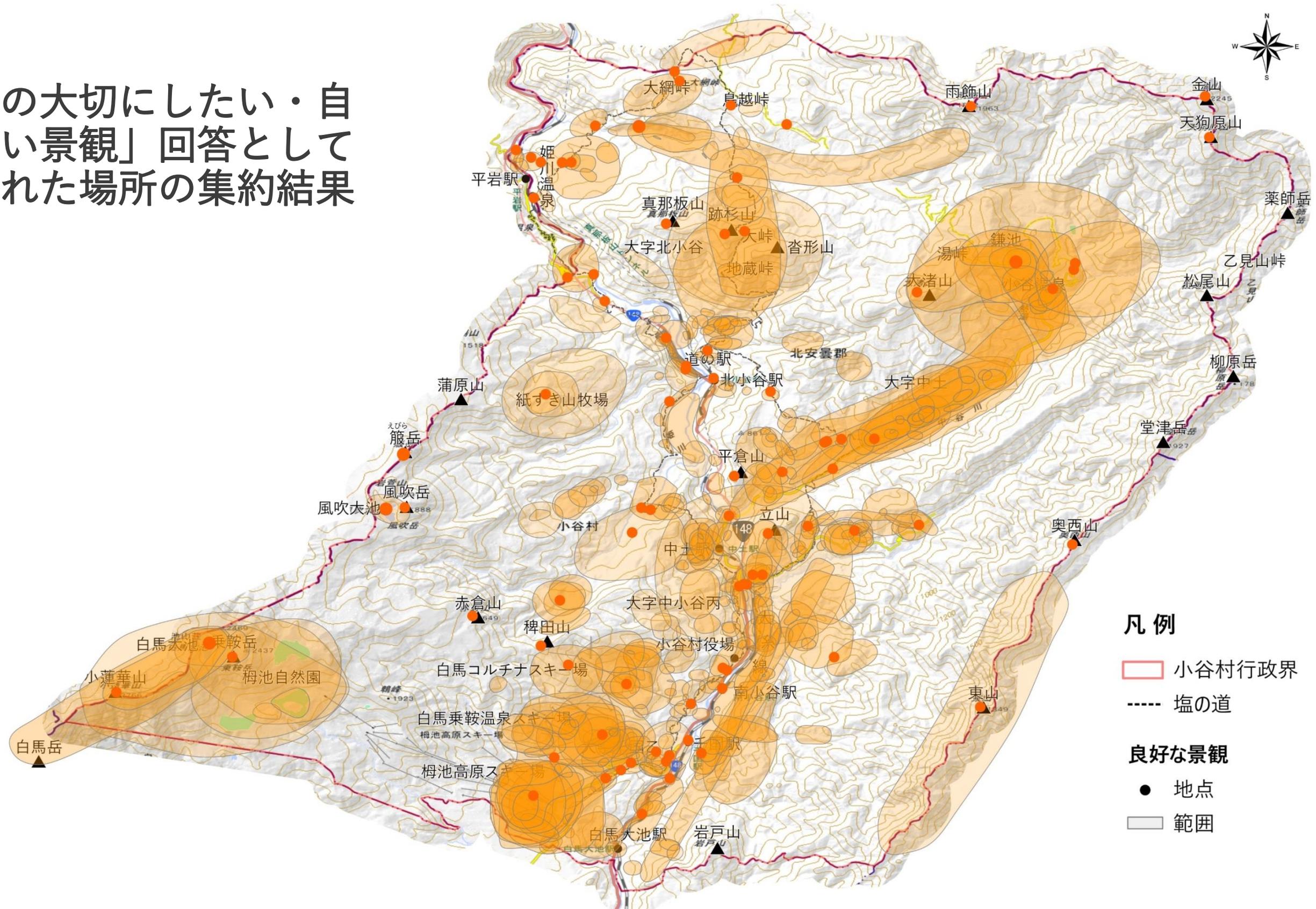
- 次の4つに区分されています。

区 分	該当する地域
都 市	● 都市計画法に基づき用途地域として定められた地域 ※小谷村では該当なし
沿 道	● 高速自動車国道、一般国道、主要地方道及びこれらに準ずる道路の両側30mの地域
田 園	● 国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域（都市、沿道に該当する地域を除く）
山地・高原	● 都市、沿道、田園に該当する地域以外

小谷村はこのいずれかに該当します

前提：村民アンケート結果

「村内の大切にしたい・自慢したい景観」回答として挙げられた場所の集約結果



①景観づくりの地域区分について

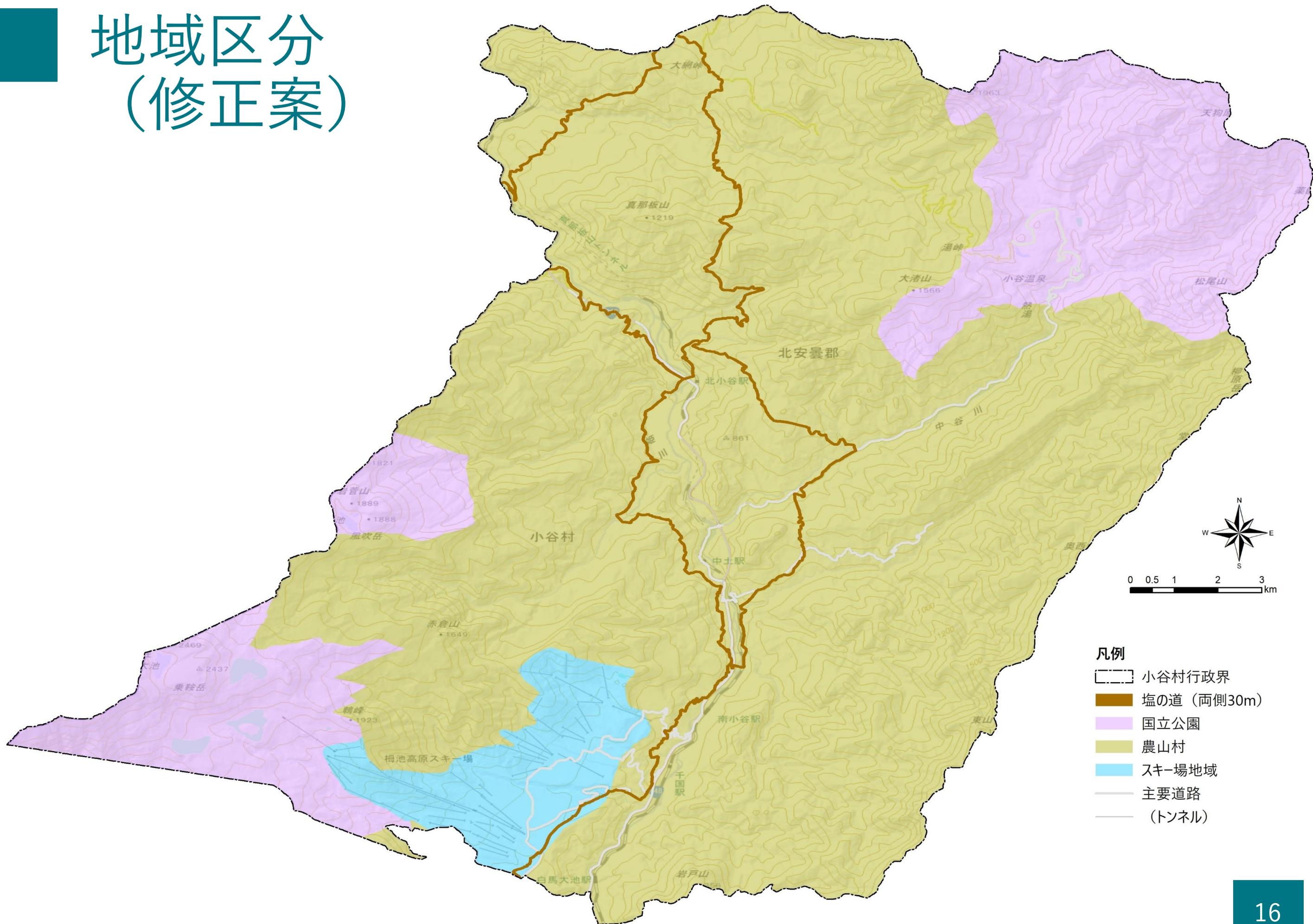
小谷村での地域区分（修正案）

区分	地域名	該当する地域（案）
普通地域	国立公園	● 中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園に該当する地域
	農山村	● 国立公園、スキー場、塩の道沿道以外の地域
重点地域	スキー場	● スキー場及び農山村に該当する地域のうち、村が指定する地域
	塩の道沿道	● 塩の道の両側30mの地域

長野県及び県北部市町村との比較

小谷村（修正前）		小谷村（修正後）		長野県	飯山市	山ノ内町	高山村
重点地域	普通地域	重点地域	普通地域				
	国立公園		国立公園			高原地域 (国立公園)	牧場景観ゾーン
	山地・森林		農山村	山地・高原	山地・高原地域	山地・高原地域	渓谷景観ゾーン
スキー場		スキー場			山麓田園地域	山麓田園地域	山村景観ゾーン
温泉地	農山村			田園	田園地域	田園地域	農山村 景観ゾーン
	(該当なし)		(該当なし)	都市 (用途地域)	市街地地域 市街地商業地域	市街地地域	農住混合 景観ゾーン
塩の道	沿道	塩の道	農山村	沿道	沿道市街地	※上記面的 地域に含む	※上記面的 地域に含む

地域区分 (修正案)



②景観づくりの基本方針について

良好な景観の形成に関する方針

- 景観法第8条第3項において、定めることが望ましい事項とされています。
- 方針は、次の区分について定めます。
 - 景観計画区域全体（＝小谷村全域）
 - 地域区分ごと
 - ☞ ①で示した地域区分ごとに方針を定めます。
- 参考：別紙資料をご覧ください。
 - 長野県景観育成計画「長野県景観育成方針」
 - 高山村景観計画「ゾーン別景観育成方針」

※基本方針の検討は次回以降行う予定です。

③景観づくりのルールについて

景観形成基準と届出対象行為

- 景観法第8条第2項第2号において、**必須事項**とされています。
- 景観形成基準とは？
 - 届出対象行為についての、地域区分ごとの基準。
 - 行為ごとに良好な景観形成のため必要な制限を定められる。
- 届出対象行為とは？
 - 建設など景観に影響を与える一定規模以上の行為。
 - 景観法に基づき、行為に着手する30日前までに届け出る。
 - 景観形成基準に適合するか審査を行う。

③景観づくりのルールについて

■長野県における良好な景観を育成する基準（抜粋）

↓小谷村が含まれる範囲

		都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域
建築物・工作物	配置	道路後退	できるだけ後退 (5m以上後退に努める)	できるだけ後退	できるだけ後退 (10m以上後退に努める)
		隣地後退	できるだけ離し、ゆとりある空間		
	規模	まち並みとしての連続性に配慮	高層の場合には、空地確保	規模・高さは、極力抑える	原則として、周辺の樹木の高さ以内
	形態・意匠	周辺の建築物等の形態との調和	背景スカイライン及び建築物との調和	背景スカイライン及び田園との調和	周辺の山並みとの調和
	色彩等	周囲の建築物等と調和した色調	周囲の景観及び建築物等と調和した色調	周囲の田園や集落の景観と調和した色調	周囲の景観と調和した色調

出典：長野県景観育成計画の概要

③景観づくりのルールについて

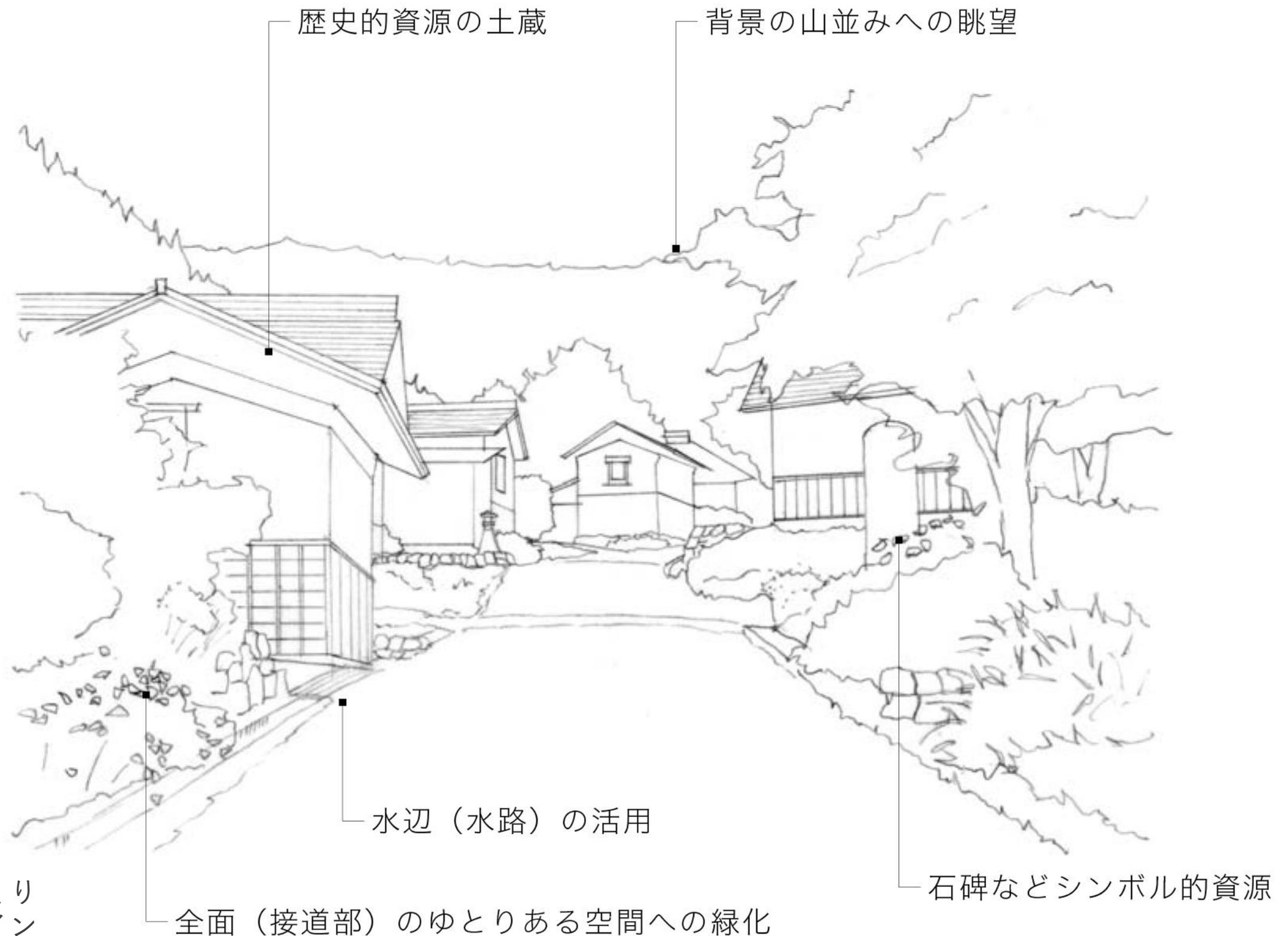
■参考：長野県における届出対象行為とその規模

↓小谷村が含まれる範囲

行為の種類		長野県全域（一般地域） 重点地域及び特定地区を除く	景観育成重点地域 景観育成特定地区
建築物 新築等 外観変更（修繕、模様替え、 色彩変更）		高さ13m又は 建築面積1,000㎡超 変更面積400㎡超	高さ13m又は 床面積20㎡超 変更面積25㎡超
工作物 新設等	プラント類等	高さ13m又は築造面積1,000㎡超	高さ13m又は築造面積20㎡超
	電気供給・通信施設	高さ20m超	高さ8m超
	太陽光発電施設	太陽電池モジュールの築造面積 の合計1,000㎡超	太陽電池モジュールの築造面積 の築造面積の合計20㎡超
	その他	高さ13m超	高さ5m超
開発行為、土地の形質変更、 土石類の採取等		面積 3,000㎡超又は 法面等高さ3mかつ長さ30m超	面積 300㎡超又は 法面等高さ1.5m超
物件の堆積		高さ3m又は 堆積面積1,000㎡超	高さ3m又は 堆積面積100㎡超
特定外観意匠（公衆の関心を 引く形態意匠）		表示面積25㎡超	表示面積3㎡超

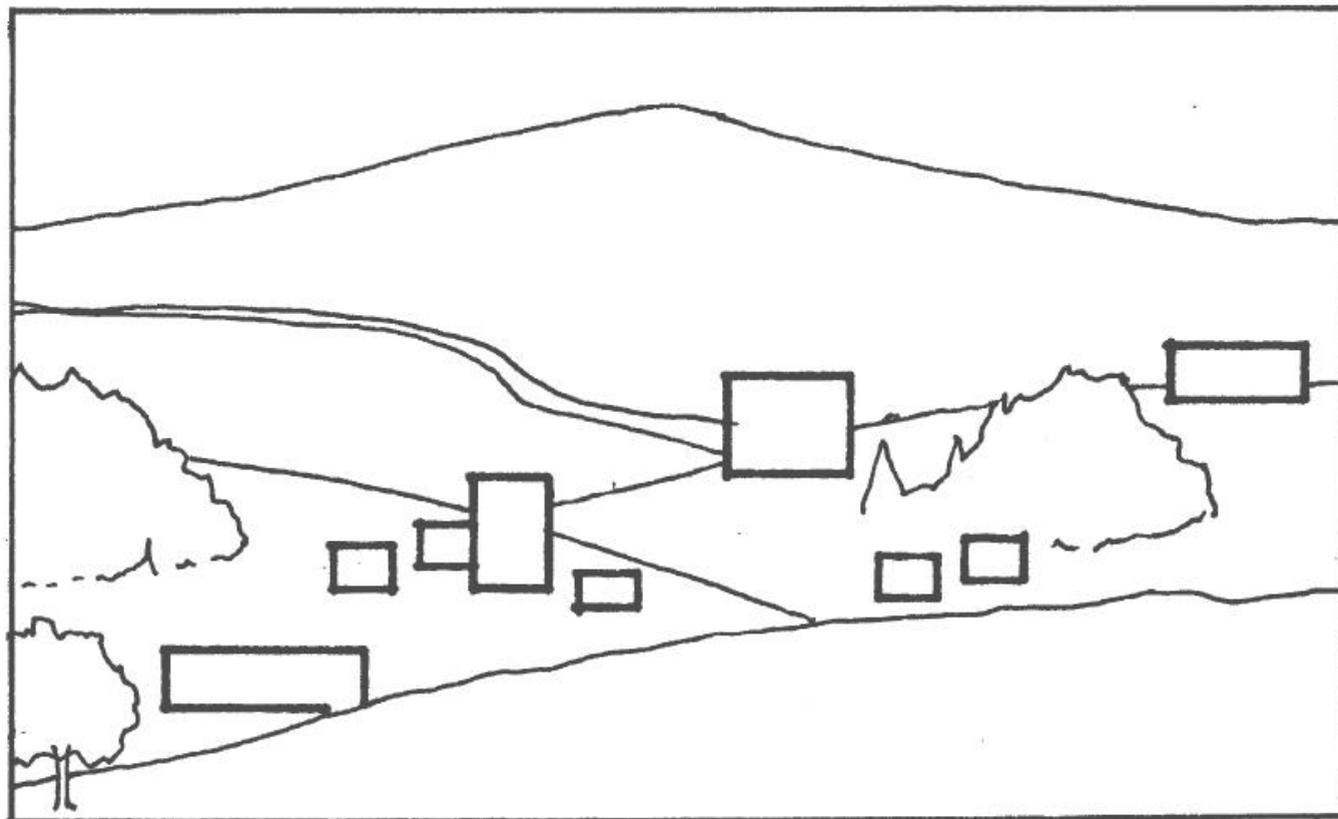
③ 景観づくりのルールについて

ルールのイメージ [配置]

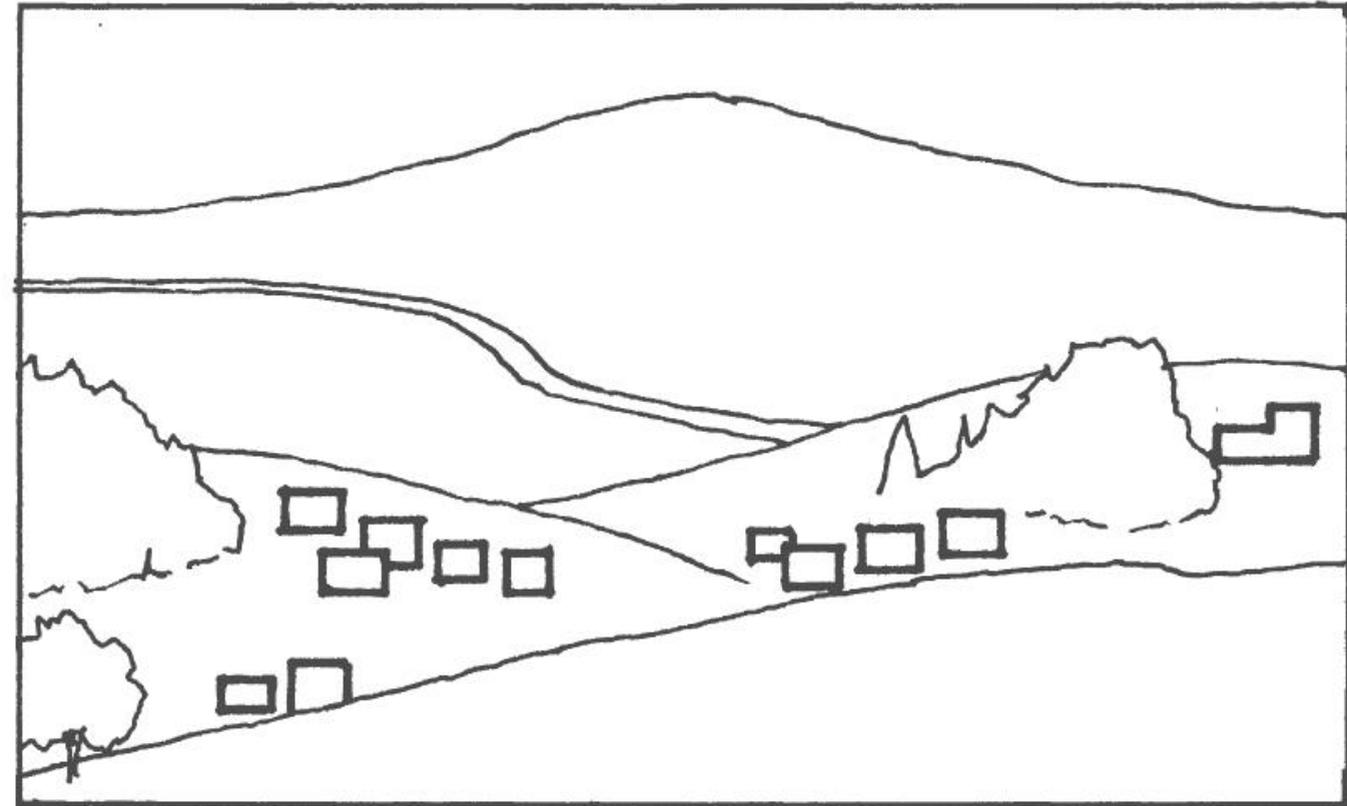


③ 景観づくりのルールについて

ルールのイメージ [規模]



単純に規模の大きな建物は、周囲の山並み風景などをさえぎる

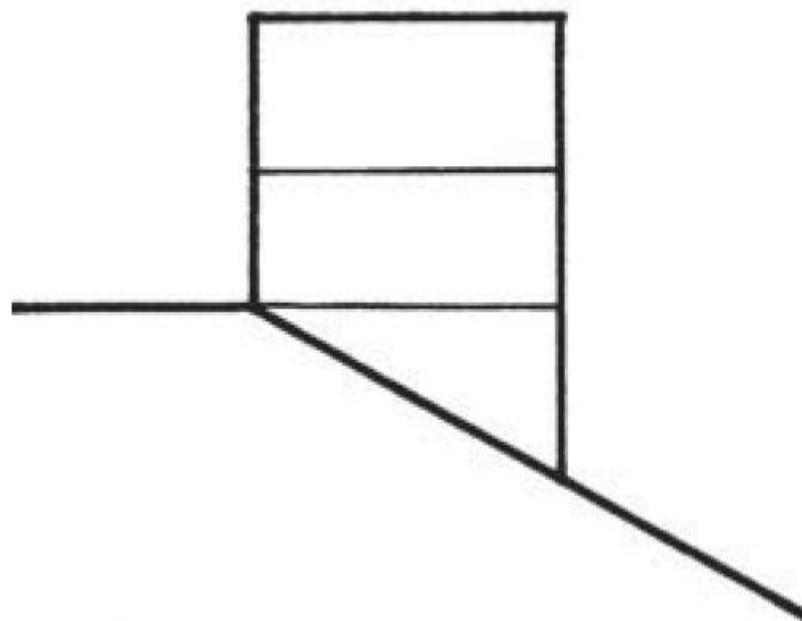


周囲の樹林やりょう線と調和するように高さや規模に配慮する

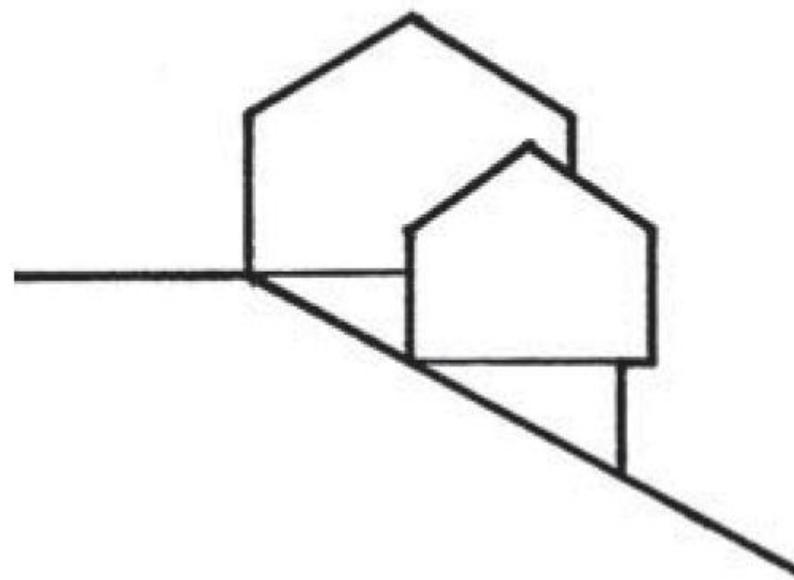
出典：飯山市景観づくりガイドライン

③景観づくりのルールについて

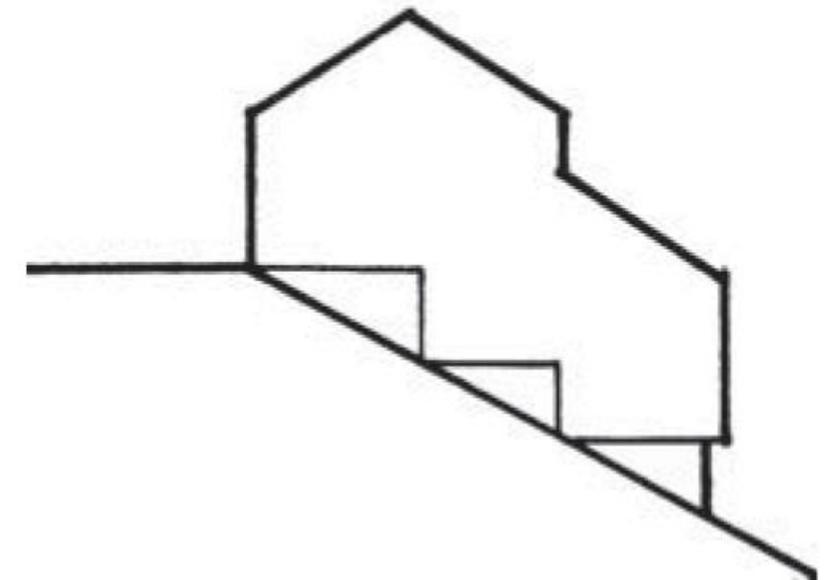
ルールのイメージ [形態]



△壁面が大きく見える



○斜面に馴染む形態



○斜面に馴染む形態

出典：飯山市風景づくりガイドライン

参考：これまでに提出されている届出（概要）

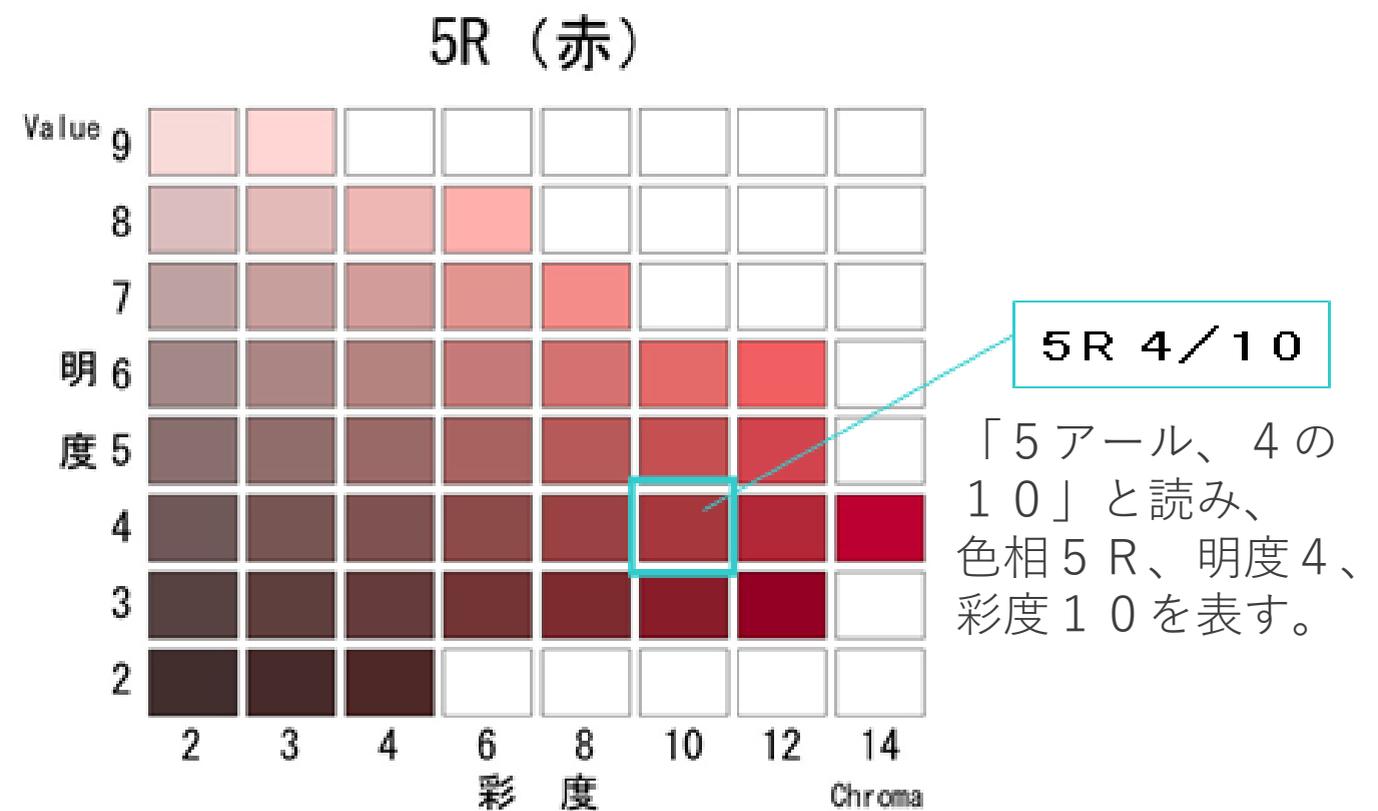
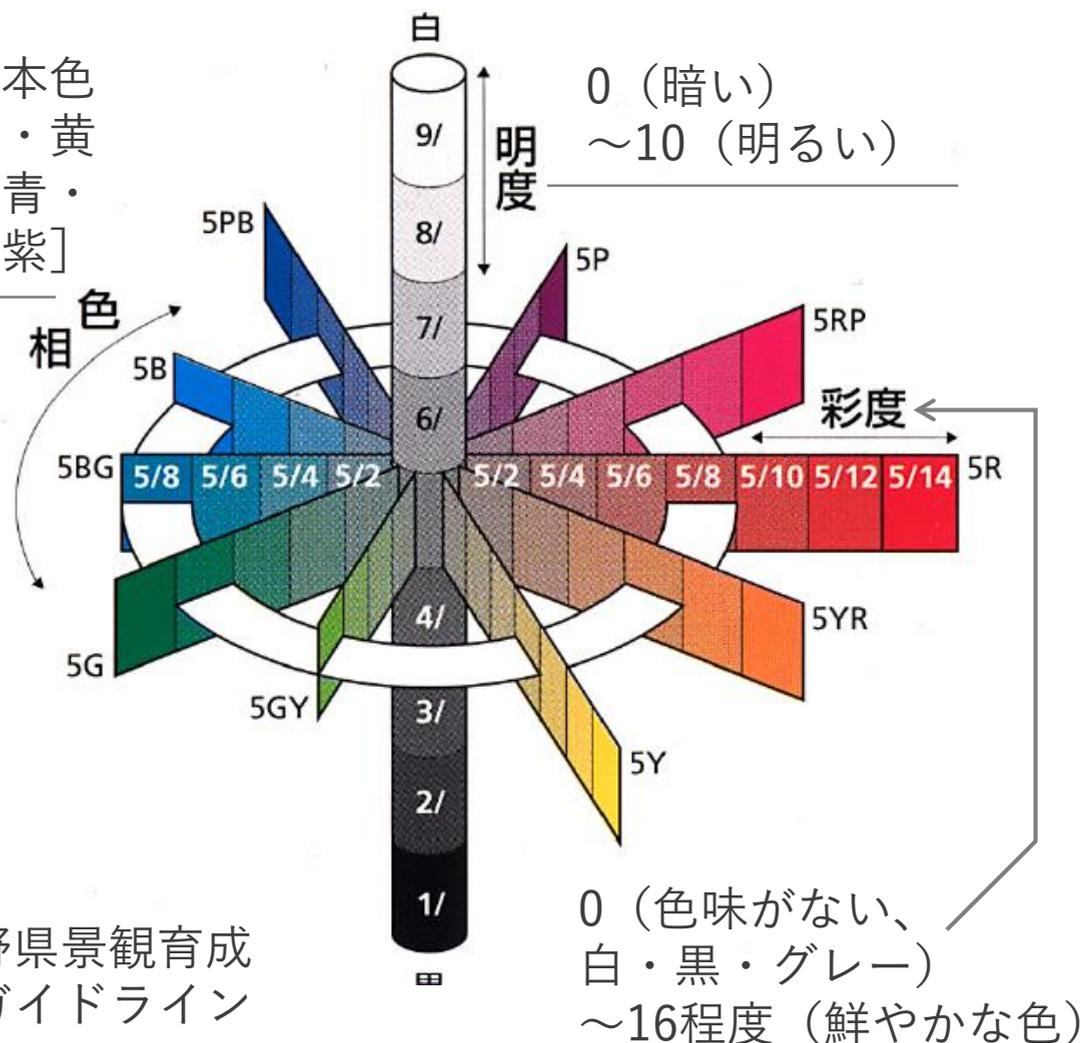
行為の種類	届出者	届出行為	景観に配慮した事項
建築物新築・増改築	観光事業者	建物新築	● 落ち着いたのある色彩計画
		建物増築	● 既存部分と統一されたデザイン
工作物新設等	携帯電話事業者	電波塔新設	<ul style="list-style-type: none"> ● 色彩配慮による周辺景観との調和 ● 道路からの距離確保 ● 背面の山並みの眺望を阻害しない高さの配慮 ● 低光沢処理
土石類の採取等	土石採取事業者	土石類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ● 種子吹き付け、植栽 ● 道路からの距離確保

参考：色彩について

色の基準の決め方 [マンセル表色系]

- 色の基準を決める時に用いられる「色の物差し」としては、一般的に「マンセル表色系」が用いられる。
- 1つの色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」の3つの軸で表現するもの。

10種の基本色
[赤・黄赤・黄・黄
緑・緑・青緑・青・
青紫・紫・赤紫]



※お配りした資料もご覧ください。

出典：長野県景観育成
ガイドライン

参考：景観づくりの事例

【小布施町における事例（普通地域）】



道に面した部分
は生垣等の植栽

縁石部に
自然石を使用

建物外壁に落ち着いた色（茶系）を使用

高さを抑え
背後の山並み
の景観に配慮

建物外壁に
自然素材
（木）を使用

樹木の植栽

参考：景観づくりの事例

色彩に配慮した景観づくりの事例 [木祖村]

イベント活動

02

木祖村カラー

1 3 5 10 20
● 木祖村カラーを使った事業に展開

木祖村カラーチャート



現状・提案

木祖村の景観色を風景からだけでなく様々な農産物や産業から提案する。“木祖村が元々もつ色味”を生活の中に顕在化させることで、木祖村の魅力を引き出す。

木祖村カラーチャート

木祖村の風景、有名建築物、特産品などから木祖村のイメージカラーを抽出し、全18色のカラーチャートをつくる。そこから景観色を反映させた事業に展開し、レジャーシートなどを商品化する。

